

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた都道府県・指定都市説明会

令和5年1月26日

行政説明

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 障害児・発達障害者支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本日本話する内容

- 18歳以上の者の移行状況について
- みなし規定廃止に向けた課題について
- 15歳以上の児童の移行調整について

障害児入所の現状



障害児入所施設の現状

H31年3月26日時点

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

	指定事業所数	入所児童数(現員)		
		児童	18歳以上	合計
福祉型	260	5,444	1,500	6,944
医療型	268(88)	3,283 (838)	18,141 (6,866)	21,424 (7,704)

	福祉型					医療型			合計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	自閉	肢体	重症心身	
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)	528
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)	32,874
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)	28,368
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)	8,727
	措置	3,351	13	65	53	111	311(68)	630(169)	4,549
	契約	1,749	30	3	17	52	725(122)	1,583(479)	4,178
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)	19,641

※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数

※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている

出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

障害児入所施設の現状

R4年4月1日時点

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

速報値

	指定事業所数	入所児童数(現員)		
		児童	18歳以上	合計
福祉型	247	5,494	398	5,892
医療型	266(88)	2,940 (729)	17,959 (6,656)	20,899 (7,385)

	福祉型					合計	
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体		
指定事業所数	226	2	5	6	8	247	
定員	7,259	72	100	141	237	7,809	
現員	5,525	47	52	91	177	5,892	
児童数	5,168	47	52	90	137	5,494	
18歳未満	措置	3,559	16	48	73	111	3,807
	契約	1,609	31	4	17	26	1,687
18歳以上		357	0	0	1	40	398
	措置延長	128	0	0	0	4	132
	契約延長	67	0	0	1	2	70
	みなし	162	0	0	0	34	196

	医療型			合計	
	自閉	肢体	重症心身		
指定事業所数	2	55 (14)	209 (74)	266	
定員	102	2,801 (664)	21,791 (8,127)	24,694	
現員	26	861 (54)	20,012 (7,331)	20,899	
児童数	26	830 (51)	2,084 (678)	2,940	
18歳未満	措置	9	261 (4)	691 (167)	961
	契約	17	569 (47)	1,393 (511)	1,979
18歳以上		0	31 (3)	17,928 (6,653)	17,959
	措置延長	0	7	60 (26)	67
	契約延長	0	24 (3)	16 (8)	40
	療養介護			17,852 (6,619)	17,852

※ みなしは、経過的施設入所支援、経過的な生活介護サービスを利用

※ 福祉型 措置延長の内1名は、障害福祉サービスに係わるやむを得ない事由による措置

※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数

※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている

出典: 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(令和4年4月1日時点)

児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築（3. ②関係）

<制度の現状>

- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。



<改正案の内容>

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。

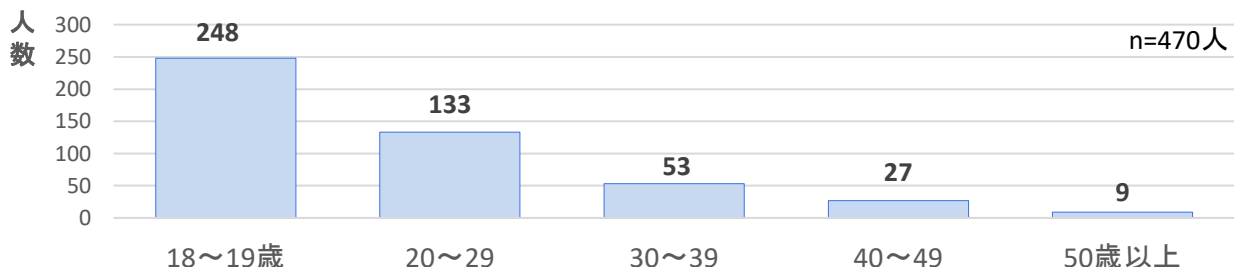
<都道府県・政令市が取り組む内容>

- ① 関係者との協議の場を設ける
- ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等

- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。

（注）現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

※1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く

※2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

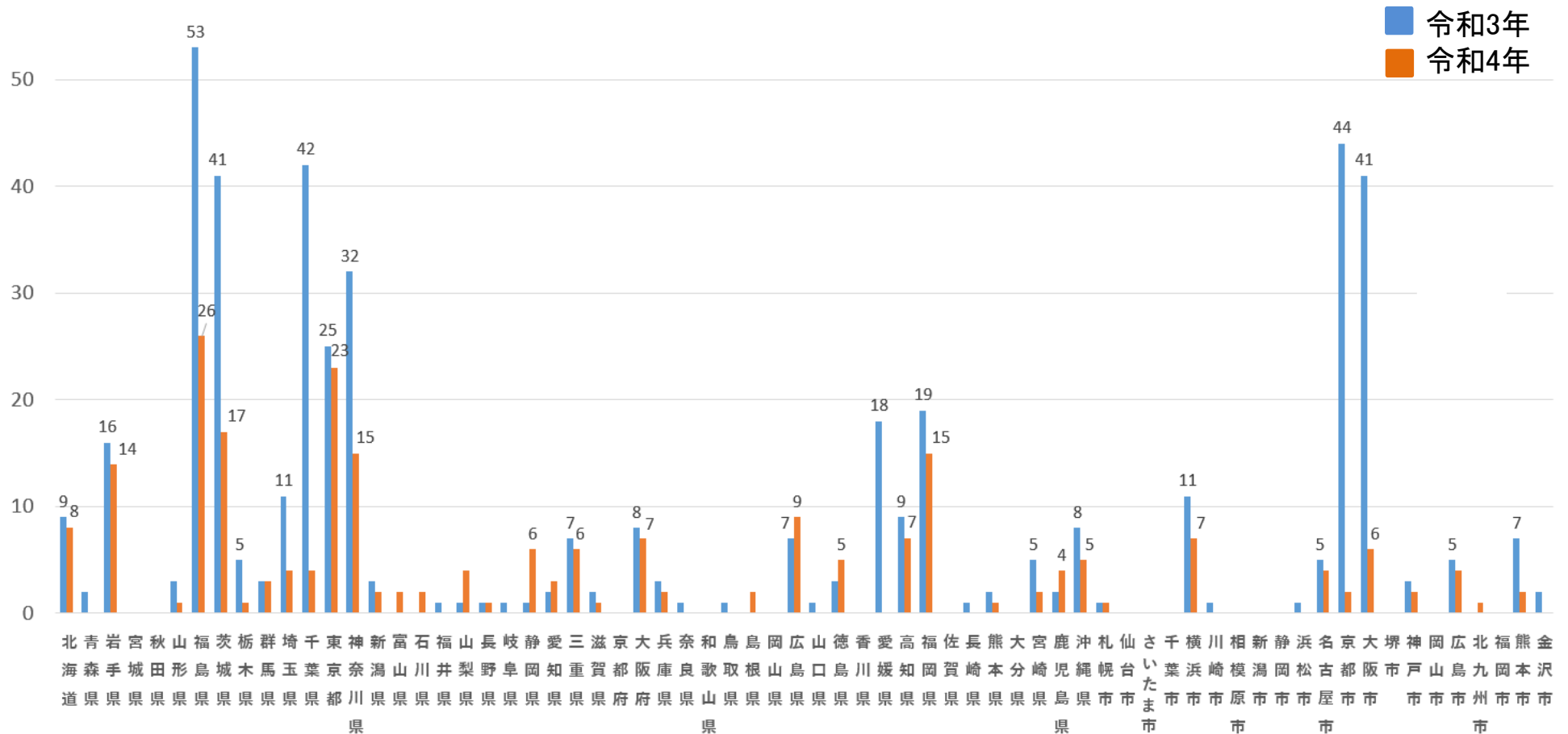
※ 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

移行支援の進捗について

- 障害児入所施設に入所する18歳以上の者の進捗状況に係る調査（R4 4月）の結果
- 障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議報告
- 都道府県・政令市の協議の場の運営イメージ

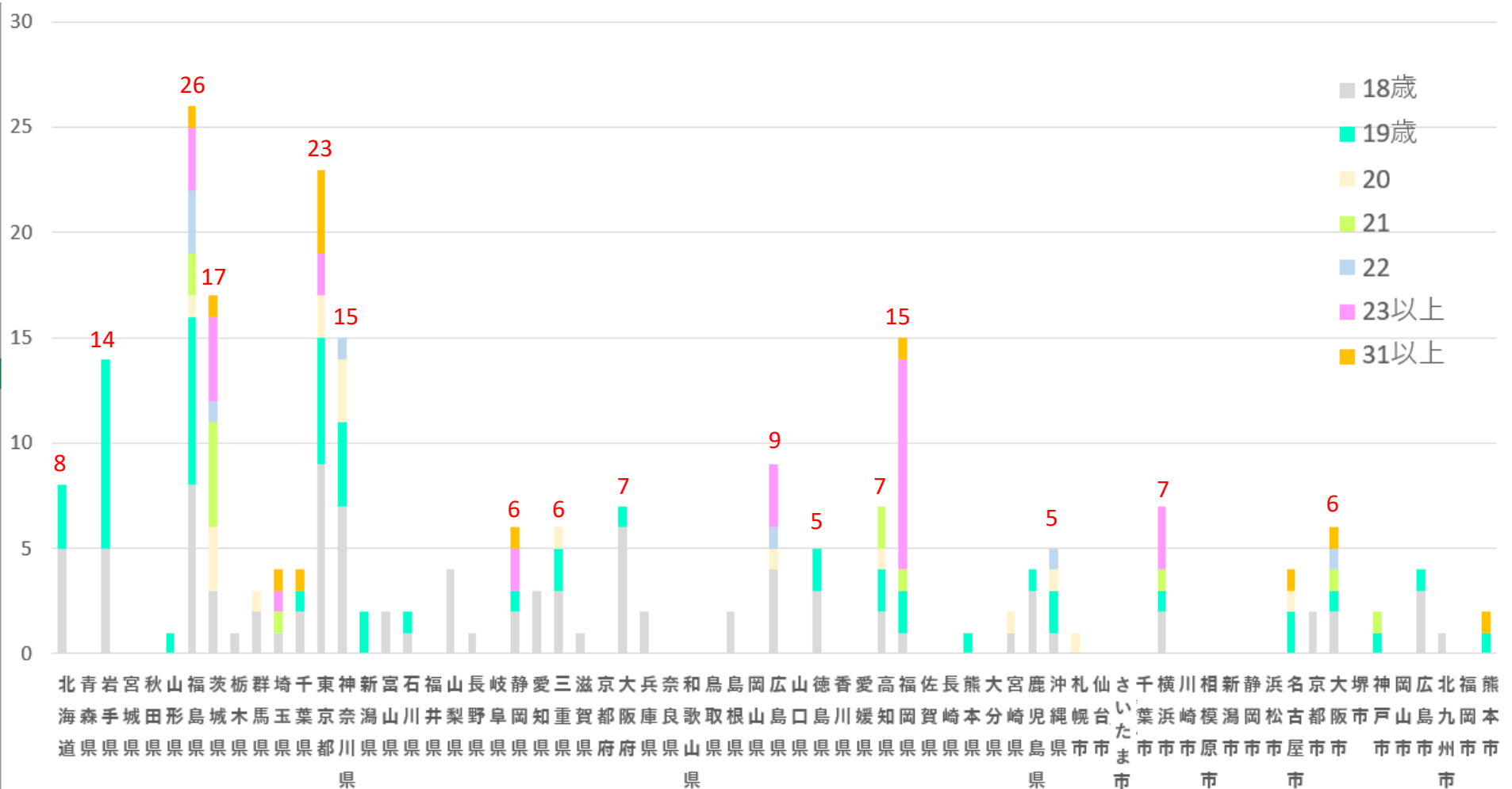
18歳以上で引き続き福祉型障害児入所施設を継続利用する予定の者の令和3年3月31日時点と令和4年4月1日時点における状況の比較

令和3年調査 全国470名
令和4年調査 全国231名



令和4年4月1日時点において18歳以上で、引き続き福祉型障害児入所施設を継続利用する予定の者の状況(年齢別)

全国231名



みなし規定

現入所者が移行先が決まらないまま退所を迫られることのないようにするため、現在、障害児入所施設に入所中の者に対しては、特例的に「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」を支給している。

障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設の指定基準を満たすものとみなしてきた。

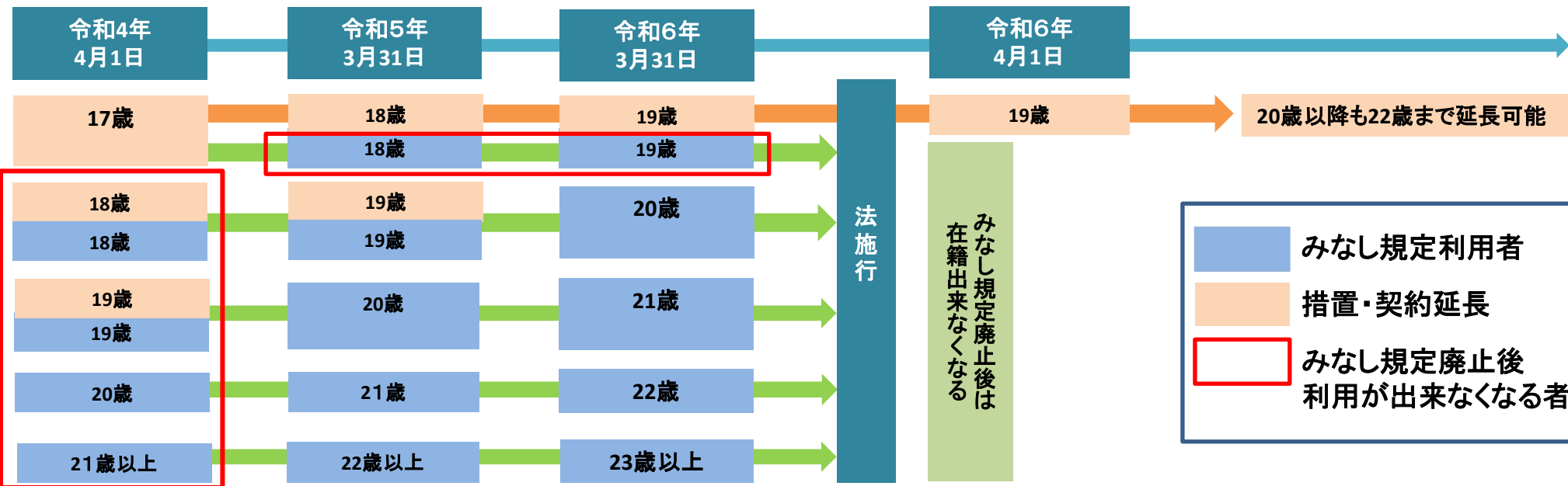
障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議の報告書をうけて、障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係わる手引きでは、みなし規定の最終的な期限は令和5年度末までとすることが適当であるとしている。

みなし規定廃止後、障害児入所施設の利用が出来なくなる者

令和4年4月1日時点で18歳以上の者は、令和6年4月1日までに移行できない場合20歳に達し、「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」の支給を受け入所継続しているため、「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」廃止後は、障害児入所施設に在籍出来なくなる。

※ 令和6年4月1日に児童福祉法の一部を改正する法律が施行し、22歳までの入所継続が可能となるが、**令和4年4月1日時点で18歳以上の者は、対象とならない。**

みなし規定廃止後、障害児入所施設の利用が出来なくなる者



みなし規定廃止後、障害児入所施設の利用が出来なくなる者の年齢別内訳

令和4年4月1日		
18歳	在籍者	内移行先未決定
	142	95
19歳	在籍者	内移行先未決定
	80	56
20歳	在籍者	内移行先未決定
	24	17
21歳以上	在籍者	内移行先未決定
	152	63

18才以上総数	内移行先未決定
398	231

出典 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室調べ（令和4年4月1日時点）

福祉型障害児入所施設の18歳以上の者の年齢別内訳（R4年4月1日時点）

18才以上総数	内移行先未決定
398	231



	契約		措置	
	在籍者 (人)	内移行先未決定 (人)	在籍者 (人)	内移行先未決定 (人)
18歳	53	41	89	54
19歳	38	27	42	29
20歳	26	17		
21歳	19	14		
22歳	12	8	1*	
23～29歳	45	28		
30～39歳	26	9		
40～49歳	24	3		
50～59歳	19	1		
60～69歳	3	0		
70歳以上	1	0		
計	266	148	131	83

* 経過的施設入所支援、経過的生活介護サービスへのやむを得ない措置

福祉型障害児入所施設から 令和3年10月1日～令和4年3月31日までに移行した者の移行先

	障害者支援施設	共同生活援助	療養介護	家庭	その他	合計
18歳 在学	158	266		92	30	546
18歳 在学無	15	34	7	15	4	75
19歳	23	20		4	6	53
20歳	6	5		5	3	19
21歳	3	2		1	0	6
22歳	1	2			0	3
23歳～29歳	10	3			2	15
30歳～39歳	12	4			2	18
40歳～49歳	9	1				10
50歳～59歳	0	1				1
60歳～69歳	0	0				
70歳～	0	0				
合計	237	338	7	117	47	746

その他

n=746

移行先	人数	移行先	人数
宿泊型自立訓練施設	7	精神科病院へ入院	4
自立援助ホーム	1	サービス付き住宅	3
障害者支援施設の短期入所	6	住宅型有料老人ホーム	1
障害児入所施設の短期入所	4	児童養護施設に措置変更	1
短期入所施設	3	他児童施設に措置変更	1
社員寮	4	私的契約	1
日中支援型グループホーム	1	通勤寮	1
1人暮らし	2	医療型障害児入所施設	1

障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議

1. 趣旨

- 平成22年の児童福祉法の改正（平成24年施行）において、18歳以上の障害者については、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされた。この際、現に障害児施設に入所している18歳以上の者が退所させられることがないようみなし規定を設け、経過的に入所を継続できることとした。現在も福祉型障害児入所施設については経過的な取扱いが続いている。
- その後、令和2年2月に取りまとめられた「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書では、「みなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべき」と提言された。
- これらを踏まえ、移行が困難な者の受け入れ先調整や、今後とも毎年18歳以上に達する障害者の移行調整の枠組み、受け皿整備の有効な方策等を整理し、円滑な移行を進めていくことができるよう検討を行うため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 都道府県等での新たな移行調整の枠組みについて
- (2) 移行先の調整・受け皿整備の有効な方策について

3. スケジュール

第1回（令和3年1月6日）

- 障害児入所施設の移行の現状等
- 本会議の進め方等
- 障害児入所施設移行状況に関する調査票

第2回（令和3年4月8日）

- 都道府県等での新たな移行調整の枠組み①
- 移行に関する受入先確保・施設整備の在り方

第3回（令和3年5月20日）

- 都道府県等での新たな移行調整の枠組み②
- 移行に関する年齢と必要な制度

第4回（令和3年6月17日）

- 移行に関する意思決定支援の在り方 等

第5回（令和3年7月8日）

- 議論のとりまとめ①

第6回（令和3年7月27日）

- 議論のとりまとめ②

※令和3年8月12日に報告書を公表

4. 構成員

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 榎本 博文 | (公財)日本知的障害者福祉協会理事・障害者支援施設部会 部会長 |
| 加藤 恵 | 半田市障がい者相談支援センター センター長 |
| 北川 聡子 | (公財)日本知的障害者福祉協会副会長・児童発達支援部会 部会長 |
| 小崎 慶介 | 全国肢体不自由児施設運営協議会 会長 |
| 児玉 和夫 | (公社)日本重症心身障害福祉協会 理事長 |
| 鈴木 香奈子 | 東京都児童相談センター 事業課 人材確保専門員 |
| 高橋 朋生 | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長 |
| ◎田村 和宏 | 立命館大学産業社会学部 教授 |
| 中野 繁 | 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 精神医療担当課長 |
| 丹羽 彩文 | (福)昂 理事長 |
| 箱嶋 雄一 | 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 課長 |
| 長谷川 守 | 福島県保健福祉部障がい福祉課 課長 |
| 又村あおい | (一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長 |
| 黛 昭則 | 埼玉県福祉部障害者支援課 課長 |
| 三塚 淳 | 福島県こども未来局児童家庭課 課長 |
| 美保 圭祐 | 徳島県保健福祉部障がい福祉課 課長 |
| 山川 雅洋 | 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長 |
| ○米山 明 | (福)全国心身障害児福祉財団 理事 |

◎座長、○座長代理

(五十音順・敬称略)

＜検討の経緯＞

- 障害児入所施設(※)は、家庭における養育が困難である障害児等に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を有する。(※福祉型の場合、約7割を措置入所が占め、約3割は被虐待児。)
- 一方、障害のある児童も、成長した後は、大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。
平成24年施行の児童福祉法改正により、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、移行調整が十分進まず、多くの18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況。
- このため、現入所者が移行先が見つからないまま退所させられないことがないよう、累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続。

⇒ 児者混在等により、それぞれに相応しい環境(子どもとして安心して過ごせる／成長に相応しい大人として個を尊重される等)が確保されない状況を解決するため、令和3年1月より検討を実施。

＜基本的考え方＞

- 都道府県(政令市)のもとで、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所、成人サービス関係者等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、円滑・速やかな移行を図る。
- その際は、障害のある児童の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重すること、現時点の暮らしの充実が疎かになってはならない点等に留意。

1. 都道府県による新たな移行調整の枠組み

- まず、障害児入所施設(※福祉型・医療型共通)において、すべての入所児童(※15歳以上)の移行支援を開始。
- 都道府県(政令市)が管内全体の移行調整の責任主体として、協議の場を設け、円滑な移行が難しいケースについては、関係者(児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設等)の協力のもとで移行調整を進める。(移行先がある程度決まってきた段階で、移行後に向けて、移行後の支給決定主体(市町村)へ引継ぎ)

法改正事項

2. 移行先確保・施設整備のあり方

- 本人・保護者の状況等を踏まえ、家庭復帰やグループホーム等の地域への移行を積極的に検討されるべき。一方、専門的な手厚い支援が必要な者も多いことから、新たな整備（グループホーム等）の要否・具体的内容について、15歳以上の移行支援対象者数の中長期的な見通しを考慮しながら、各都道府県等において検討。
- 個々の施設の状況により、児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）や、児者併設（障害児入所施設を分割し一方を障害者支援施設とする）も一定期間での対応策の選択肢の一つ。ただし、児者それぞれに相応しい環境や支援・ケアの確保に対する留意や、地域のセーフティネットとしての児の定員のあり方を障害児福祉計画の改定等において改めて検討することが必要。
- 強度行動障害者のケアのための基盤整備は、ハード面だけでなくソフト（支援人材の育成）面も重要であり、令和6年度報酬改定に向けて別途検討を進める必要。

3. 移行支援のための新たな制度

- 15歳頃から、障害児入所施設職員（ソーシャルワーカー等※）が本人の意思決定を支援しつつ、相談支援事業所が、15歳頃（障害児施設入所中）から、成人としての生活への移行・定着までを、一貫して支援することを可能とする仕組みを設ける必要。
- また、障害児入所施設の措置・給付決定主体である都道府県等が、移行調整に必要となる相談支援・体験利用（グループホーム等）について、障害児入所施設の処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組みが必要。
- その際、一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くなって強く顕在化し18歳での移行が適切でない場合もあることを踏まえ、都道府県等の協議の場での判断を経て、22歳満了時まで移行せずに障害児入所施設への入所継続ができるよう制度的対応を図る必要。

成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、令和5年度末までは継続。

それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、みなし規定終了に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう移行調整を加速させる。

都道府県・政令市の協議の場の運営のイメージ

【目的】

障害児入所施設の入所児童が円滑に成人期に移行できるよう、移行調整が難しい個別ケースに対して、都道府県の呼びかけのもとで各関係機関が連携・協力して調整を行うとともに、移行先として必要な地域資源の整備等の必要事項を協議する。
(※既存の自立支援協議会の活用も想定)

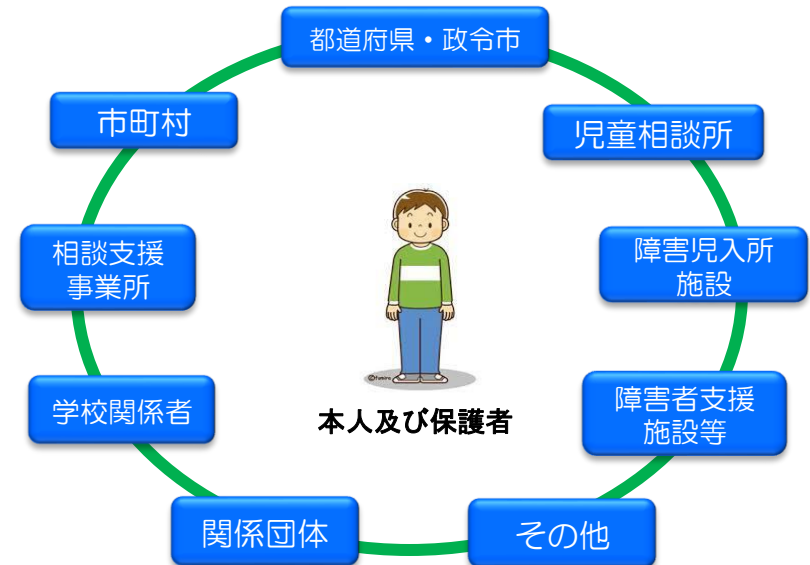
協議の場における検討内容

- ①管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理
管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。
- ②広域調整
関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。
- ③個別ケース会議
移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。(⇒以下参照)
- ④地域資源開発
個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期な見通しをもって議論し、障害者福祉計画等へ反映させていく。

個別ケース会議の検討内容

- 移行調整が難しい個別事例について、具体的な成人期への移行に向けた支援内容等を把握し、検討する。協議事項としては、次のようなものが考えられる。
 - ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
 - ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
 - ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - ④ 特別な事情により移行困難な場合の入所延長(22歳まで)の判断

関係者イメージ



※個別ケース会議の際には、個々のケースに応じて必要な関係者を参集する。

令和3年報酬改定後の状況について

- 人員配置基準の見直し
- ソーシャルワーカーの配置
- サテライト型の実施

- 「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和2年2月）を踏まえ、障害児入所施設の支援の質の向上を図るため、人員配置基準の見直し（4.3：1→4:1等）をするとともに、基本報酬の引き上げを行う。
- 障害児入所施設の18歳以上の入所者の地域移行を推進するため、ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価等を行う。

○ 福祉型障害児入所施設における人員配置基準等の見直し

- ・ 主として知的障害児を入所させる施設（4.3：1）、主として盲児又はろうあ児を入所させる施設（乳児又は幼児 4:1・少年 5:1）の現行の職員配置について、質の向上を図る観点から4：1に見直すとともに、基本報酬の見直しを行う。

【人員配置基準の見直し内容】

区 分	現 行	見直し後
主として知的障害児を入所させる施設	4.3：1	4：1
主として盲児又はろうあ児を入所させる施設	乳児又は幼児 4：1 少年 5：1	4：1
主として肢体不自由児を入所させる施設	3.5：1	3.5：1

【参考：児童養護施設の人員基準】

- ・ 0～1歳児 1.6：1（1.3：1まで加算で対応）
- ・ 2歳児 2：1
- ・ 3歳児～就学前 4：1（3：1まで加算で対応）
- ・ 就学児 5.5：1（4：1まで加算で対応）

【基本報酬の見直しの内容】 ※定員が31人以上40人以下の場合の例
 主として知的障害児を入所させる施設 （現行）655単位 → （見直し後）688単位

○ ソーシャルワーカーを配置した場合の報酬上の評価

- ・ 施設入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携した支援を専門に行うソーシャルワーカーを専任で配置した場合、報酬上の評価を行う。（利用定員、提供児童等に応じた単位を設定 8～159単位）

【ソーシャルワーカーの概要】

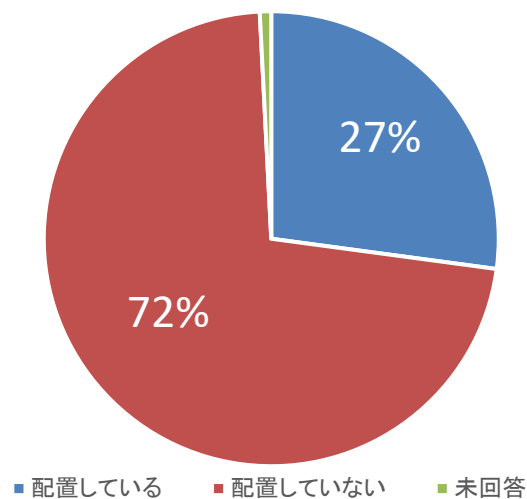
区 分	概 要
ソーシャルワーカーの資格要件	社会福祉士、5年以上障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援に従事した者
配置対象施設	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所児童が18歳になり退所して地域のグループホーム等に移行していくため、地域の様々な社会資源等と有機的に結びつける ・ 障害児について里親やファミリーホームの施策の活用による家庭的な養育環境を推進する など

令和4年4月1日時点におけるソーシャルワーカーの配置状況（福祉型）

○ ソーシャルワーカーの配置状況

	施設数
配置している	67
配置していない	178
未回答	2

N=247



○ ソーシャルワーカーを配置していない理由

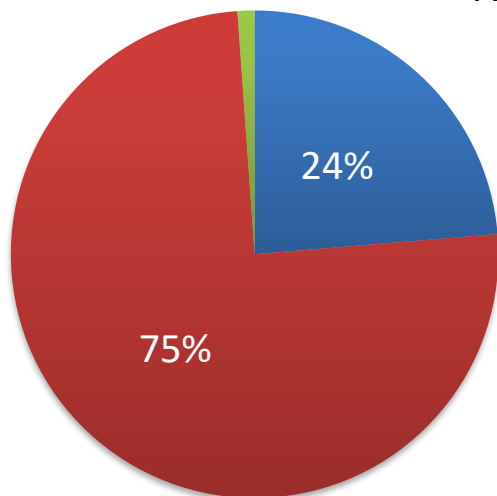
人材不足の為（複数）
専門職の人材不足の為（複数）
配置の必要性がなかったため（複数）
児童発達支援管理責任者がその役目を担っている（複数）
施設職員が移行に向けた取り組みを行っている（複数）
同法人内の相談支援事業所等を利用している（複数）
職業指導員を配置しており、学校進路指導教員、担当職員と連携して移行支援（進路指導）を行っている。
管理職がその役割を担っている。
隣接する養護学校が強力に進路指導を進めているので対象者は出ないと思われる。
幸いにも、移行先がきまらなかったことがない。
1人分の人件費が賄える程度の加算額となっていないため
直接処遇、宿直ができない。
加算での配置なので、持ち出し分が多くなってしまう。
ソーシャルワーカーとして配置する職員は夜勤を含む不規則勤務が不可である為、入所施設での配置は難しい。
ケース担当者を中心に、将来的な進路について早期から関係機関と情報共有し、移行先で困らないよう協議をしているため、現時点では専任者を配置する必要性を感じていない。
児童相談所の児童福祉司や特別支援学校、市町、相談支援事業所等と連携し、高等部卒業後の進路を開拓・進路決定している現状があるため。
移行支援体制の整備・強化に向け、来年度より配置予定である。

令和4年4月1日時点におけるソーシャルワーカーの配置状況(医療型)

○ ソーシャルワーカーの配置状況

	施設数
配置している	63
配置していない	200
未回答	3

N=266



■ 配置している ■ 配置していない ■ 未回答 ■

○ ソーシャルワーカーを配置していない理由

人員不足のため (複数)
予算の確保ができていないため。
人員の確保は行えているが、報酬算定を行える運営上の体制が整えられているため
ソーシャルワーカーは従事しているが、兼任である (複数)
ソーシャルワーカーの人的資源が不足しており、専任で配置が困難なため。
対象者がいないため。(複数)
療養介護へ移行するため。(複数)
移行支援を行っていないため
国立病院機構本部より、定員配置の許可が下りていないため (複数)
相談支援部門、療育支援室等で対応しているため(複数)
対象になる児童は医療ケアが必要であり、地域移行が難しいため。
15才未満の児童のみの入所であるため移行支援計画の策定対象外
看護師、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等で行っているため。(複数)
人員基準としてカウントできないため
在宅に移行するケースが少ないため。
現状、配置をしていないが早急に対策を講じる予定
当施設に在籍している相談員4人全員がその他のサービスで配置加算をとっているため、専任で配置できる相談員がいない。
当該施設の入所期間は、1年を超過すること自体がほとんどなく、成人施設への移行困難な児童もいないため。
令和3年度は人員不足のため配置ができなかったが、令和4年度からは、配置するようにしている。

1. 小規模グループケアの推進－サテライト型の創設－

- 障害児が良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を推進する観点から、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）ことを可能とし、当該支援を行うことを評価するため、小規模グループケア加算を見直す。

【現行】

- ・ 小規模グループケア加算 240単位／日

【見直し後】

- ・ 小規模グループケア加算 240単位／日
- ※ サテライト型として実施した場合 +308単位／日



2. 自活訓練加算の見直し

- 退所後を見据えた早い段階からの支援を促進するため、自活訓練加算の算定要件を見直す。

【現行】

- ・ 実施時期 特別支援学校の卒業後の進路に合わせて設定
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に6月間（180日）を1回（さらに継続の必要がある場合は2回）
- ・ 実施場所 施設に隣接した借家等

【見直し後】

- ・ 実施時期 高校入学から措置延長も考慮し、20歳までの間で柔軟に設定。
- ・ 実施期間 同一の給付決定期間中に12月間（360日）の範囲内で柔軟に設定。
- ・ 実施場所 適切に支援を行うことが可能な範囲にある借家等。

